

中央会の主な事業等活動予定（3月）

令和5年2月14日現在

月日	曜日	内容	担当部署
■ 中小企業連携組織対策事業			
3/8	水	組合決算講習会	設立支援部
3/14	火	女性経営者等交流会 対象：千葉県中小企業団体レディース中央会	商業連携支援部
■ 団体等運営支援事業			
3/14	火	千葉県中小企業団体レディース中央会 視察研修会	商業連携支援部
■ 会議の開催			
3/24	金	令和4年度第4回正副会長会議	総務部
		令和4年度第3回理事会	

令和4年12月以降の雇用調整助成金の特例措置（コロナ特例）の経過措置について

雇用調整助成金の助成内容は令和4年12月以降、通常制度としますが、業況が厳しい事業主については一定の経過措置の対象となります。経過措置の対象範囲に該当する場合は**令和4年12月1日から令和5年3月31日**までの助成内容等は以下のとおりです。

経過措置の対象範囲について

令和2年1月24日から令和4年11月30日までの間の休業等について雇用調整助成金のコロナ特例を利用した事業所が経過措置の対象となります。詳しくは本リーフレット「経過措置の内容について」及び裏面をご覧ください。

なお、コロナ特例を利用したことがない事業所が、令和4年12月1日以降の休業等について雇用調整助成金を利用する場合は、生産指標の要件等、通常制度の要件に該当する必要があります（一部緩和措置あり）。詳細は通常制度のガイドブック及び以下のリーフレットを参照ください。（ガイドブック）<https://www.mhlw.go.jp/content/000656127.pdf>（リーフレット）<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001007940.pdf>

経過措置の内容について （注）上段は助成率。下段は金額は1人1日あたりの上限額。経営費の助成率は軽減等を行わない場合（※1）

判定基礎期間の初日	令和4年12月～令和5年1月	令和5年2月～3月
中小企業	原則（※2） 2/3 8,355円	
特に業況が厳しい事業主（※3）	2/3（9/10） 9,000円	-
大企業	原則（※2） 1/2 8,355円	
特に業況が厳しい事業主（※3）	1/2（2/3） 9,000円	-

（※1）令和3年1月8日以降の解雇等の有無を確認します。
 （※2）生産指標が、前年同期比（令和元年から4年までのいずれかの年の同期又は過去1年のうち任意月の比較でも可）で**1か月10%以上減少している事業主**。
 なお、**生産指標の補償は、対象期間が1年以上経過した事業主から順次対象となります。詳細は裏面を御確認ください。**
 （※3）生産指標が、直近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比で30%以上減少している事業主。申請月ごとに生産指標の確認を行います。

このリーフレットに記載のないコロナ特例（計画書を提出不要とすることやワーキング期間を適用しないことなど）は、経過措置の対象事業所の場合、経過措置期間中（**令和4年12月1日から令和5年3月31日まで**）は継続します。

お問合せ先 **ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。**
 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター
 0120-603-999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む
 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP  LL041130021

対象期間の延長や生産指標の確認のタイミング等について

- 令和4年12月1日時点で対象期間が1年を超えている場合及び同日以降令和5年3月30日までの間に1年を超える場合は、対象期間を令和5年3月末まで延長します（①、②）。1年を超える場合は対象期間の延長はありません（③）。
- 経過措置期間の最初の判定基礎期間の申請時に生産指標の確認（1か月10%以上減少しているか）を行います（ただし②、③は確認時期の例外あり。）。申請の際は売上などがわかる書類を添付してください（①、②）。
- 判定基礎期間の初日が令和4年12月1日以降の休業等については、令和4年11月30日以前に受給した日数に関係なく（注1）、令和4年12月以降100日まで（対象期間の範囲で）受給可とします（注2）（①、②、③）。ただし、判定基礎期間が令和4年12月1日を跨る場合は、当該期間後に100日まで受給可とします（例：11月16日～12月15日が判定基礎期間の場合、12月16日以降の休業等から100日まで受給可。）。

なお、休業等を実施した労働者が1人でもいた日を「1日」とカウントするのではなく、休業等の延べ日数を事業所内の対象労働者数で除した日数を用います。

- 特に業況が厳しい事業主として経過措置を利用する場合は、申請月ごとに生産指標の確認（3か月平均で30%以上減少しているか）を行います（①、②、③）。
- （注1）令和4年11月30日までの期間を含む判定基礎期間については100日のカウントに含まれません。
- （注2）100日を超えた分は受給できません。

①：対象期間の初日がR3/12/1以前の場合

②：対象期間の初日がR3/12/2からR4/3/31までの間にある場合

③：対象期間の初日がR4/4/1以降にある場合

（注3）生産指標を確認後、2回目以降の申請では生産指標は確認しません。生産指標の再確認はありません

緊急雇用安定助成金について

令和2年1月24日から令和4年11月30日までの間の休業について緊急雇用安定助成金を利用した事業所は、12月以降も雇用調整助成金と同様の上限額及び助成率が適用されます。対象期間は令和5年3月31日まで延長します。初回申請の判定基礎期間の初日が令和4年3月31日以前の場合、雇用調整助成金と同様に生産指標を確認します。

なお、緊急雇用安定助成金を利用していない事業所が令和4年12月1日以降の休業等について緊急雇用安定助成金を利用することは可能ですが、白紙上限額は8,355円、助成率は中小企業が2/3、大企業が1/2となるほか、利用条件が異なりますので、詳細は以下のリーフレット裏面を参照ください。（リーフレット）<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001007940.pdf>

その他 令和5年4月以降の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の感染状況や雇用情勢を踏まえながら検討の上、改めてお知らせします。

不正受給への対応を厳格化しています

事業所名等の顕微鏡的な公表 5年間の不支給措置・捜査機関との連携強化
 予告なしの現地調査 返還請求（ペナルティ付き）

ご一緒に **申請事業主の皆さま** ・申請内容に誤りがあった場合
 ください **受給した助成金の返還を希望される場合**
従業員の皆さま ・不正受給に関する情報を把握している場合

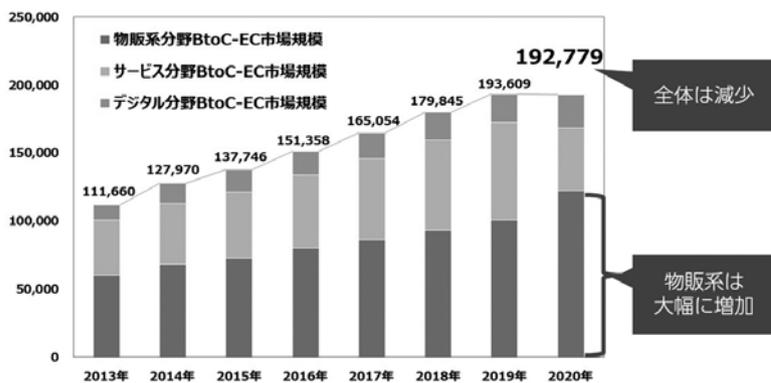
リーフレット 

経営のヒント EC販売の可能性

私は、千葉県市原市在住のIT経営コンサルタントです。中小企業診断士として中小企業の経営支援をさせていただくとともに、自身のコンサルティング会社に飲食業や駄菓子屋など7社以上の経営に関わる起業家でもあります。今回は、EC販売の可能性とEC販売の活用ポイントについてお伝えします。

EC販売とは

まず、通信販売とは、郵便・電話などの対面によらない手段で商品・サービスを販売すること、カタログ通販やテレビショッピングが該当します。対して、EC販売とは「Electronic Commerce（電子商取引）」の略で、インターネットを通じて、商品・サービスを販売することです。次の図に示すように、EC販売の市場規模は年々拡大していましたが、2020年はコロナ禍の影響もあり全体では減少となりました。しかし、物販分野のEC販売は、コロナ禍の巣ごもり需要によって、逆に大幅に増加する結果となりました。



出典：経済産業省「令和2年度産業経済研究委託事業（電子商取引に関する市場調査）」

EC販売の可能性

EC販売には、売上アップにつながる大きな可能性があります。EC販売の可能性を次に示します。

- ① 非対面非接触のためコロナ禍で有効な販売手段となる
- ② 24時間無人販売できる
- ③ 実店舗よりも固定費が低い
- ④ 初期投資が低く参入が容易
- ⑤ 商圏が全国に広がる

⑥ EC市場は今後も大きく拡大が見込まれる

しかし、EC販売で成功するのは簡単ではありません。その理由を次に示します。EC販売の可能性は、そのままメリットにもなります。

- ① 参入が容易なため競合が多い
- ② 商圏が全国に広がるため、競争も多くなる
- ③ 価格比較が容易なため、価格競争に陥りやすい（消費者は同じ商品であれば1円でも安い商品を購入する）

EC販売で成功するには、EC販売の種類と特徴を理解することが必要です。

EC販売の種類と特徴

EC販売には、大きく「個人売買」「自社ECサイト」「ECモール」の3つの種類があります。それぞれの特徴を次に示します。

- ① 個人売買
メルカリやヤフオクなどの、個人同士の売買です。スマホの普及により個人売買は一般的なものとなり、市場はどんどん拡大しています。個人売買は簡単に始めることができますが、売りに手間がかかる上に手数料も高く、事業として

収益化するのには難しいです。

② 自社ECサイト

BASE&Shopifyなど、ECサイトを構築出来るサービスを活用して、自社のECサイトを構築します。実店舗における個店のイメージです。初期構築にはそれなりに手間がかかりますが、自由度が高く、オリジナリティのあるサイトにすることができます。月額利用料は無料なものから数千円なものまでありますが、ECモールと比較すると費用は安い場合が多いです。費用が安い反面、自社ECサイトへの集客を自身で行う必要があります。それが簡単ではありません。

③ ECモール

Amazonや楽天へ出店することで販売します。デパートやショッピングモールへ出店するイメージです。初期費用、月額利用料、販売手数料は自社ECサイトよりも高くなる場合が多いですが、その分、ECモール自体の集客力を活用できます。しかし、ECモール内での競争も多く、価格競争に陥りやすいです。また、ECモール内で認知してもらおうための広告費が必要となる場合もあります。

EC販売の成功ポイント

EC販売には大きな可能性はありますが、成功するのは簡単ではありません。EC販売で成功するためのポイントを示します。

① 独自性のある商品を販売する
EC販売では、実店舗とは異なり、他店との商品比較が簡単に行なえます。他店で同じ商品が売っていた場合、消費者は1円でも安い商品を選びます。価格競争を回避するためには、徹底的に差別化した、独自性のある商品を販売する必要があります。

② ECで売れる商品を販売する
独自性が高くて、売れなければ意味がありません。実店舗と比較したEC販売の弱みとして、商品の実物を見られないことが挙げられます。そのため、実物を見てから買いたい商品は、ECで売りにくい商品となります。特に、高額な商品や、アクセサリなどは実物を見てから買いたいと思う傾向が強くなります。

③ 商品のストーリーを作る
ただ商品を紹介するのではなく、商品の開発から販売に至った経緯のストーリーが必要です。実店舗であれば、店員が接客しながらお

客様に商品の良さを伝えることができますが、EC販売ではそれができません。これが非対面販売のデメリットになります。一方的な情報発信だからこそ、より詳細な情報提供が必要となります。お客様が商品を買いたいと思うような、魅力的なストーリーが重要です。

④ 商品写真に徹底的にこだわる
EC販売では実物を見ることができないため、写真がすべてです。さまざまな角度から撮った写真を載せましょう。できればプロに撮影を依頼することをおすすめします。

⑤ 認知の向上が重要
実店舗での販売と同じように、まずは販売していることが認知されなければ、売上につながる可能性はゼロです。購入につながるのには、認知されたうちのほんの数%だとすると、とにかく認知の母数が必要となります。認知を向上するためにはSNSの活用が有効です。常にアクセス解析を行い、データをもとに分析することが重要です。

⑥ リピート購入を促進する
新規顧客の獲得には膨大なコストがかかるため、新規顧客をいかにしてリピート顧客につなげるかが重要となります。リピート購入

を促進する取り組みとして、メールマガジンの発行は有効です。ECサイトには、顧客情報としてメールアドレスが保持されています。また、メールマガジンを送る機能も用意されていることがほとんどなので、これらの機能を有効に活用しましょう。

EC販売の事例

自身が経営する「現代版駄菓子

富田商店オリジナル商品

店舗でしか購入できなかったオリジナル商品を、オンラインでも購入したいというお客様の声に応えるため、特別に販売します。

オススメ



富田商店オリジナルTシャツ 富田商店オリジナルたまごコーロ 富田商店オリジナルドロップ 富田商店オリジナルメニュー

あとり5,500円で送料無料!

屋「富田商店では、店舗のホームページそのものをShopifyで構築して、オリジナル商品の販売に取り組みんでいます。Shopifyは、世界シェア1位のECサイト構築サービスです。近年は日本での利用者も大きく増加しています。ShopifyはSNSとの連携やメールマガジンが配信など、マーケティング機能が優れていることが特徴です。また、さまざまな機能を簡単に追加することができます。富田商店では、新たに、箱詰めのだ菓子が毎月届く、サブスクサービスを準備しています。サブスクでは毎月の料金徴収が必要となりますが、その料金を自動徴収する仕組みも、Shopifyに機能を追加することで実現できます。

EC販売のまとめ

EC販売には大きな可能性がありますが、成功するのは簡単ではありません。しかし、初期投資も低いことから、失敗するリスクも低いです。コロナ禍のあらたな販路としてEC販売はとても有効な取り組みです。他社と差別化できるオリジナル商品を開発し、積極的にEC販売にチャレンジしていきましょう。

（中小企業診断士 富田良治）

テーマ 特徴ある活動

独自開発水耕栽培システムで「儲かる農業」を構築し地域経済に貢献する

住環境システム協同組合

機会をとらえ、先進事例に学び、組合員の強みを再認識して結集することで、地域の現状に即した新たな地域経済循環と雇用創出にチャレンジできる。

背景・目的

平成26年養父市は国家戦略特区に認定。市として民間事業者と連携し新たな農業モデルの構築に取り組むことになった。「大手企業だけではなく地元事業者も積極的に農業の付加価値に貢献すべき」と考え、活用の難しい小規模な耕作放棄地に地域資源である市内産のスキ材を使用した小規模閉鎖型屋内野菜生産場(植物工場)を建設・普及することにより、安心・安全な野菜の通年生産と販売するとう新たな「儲かる農業」を創出し、地域経済循環と雇用創出を目的として事業を開始した。

取組みの手法と内容

「養父モデル」は、耕作放棄地

を活用するため小規模でも利益が出るよう、初期投資と運用コストを抑える必要がある。地域未来牽引企業である伊東電機(株)の協力を得て、レタス栽培に適した「LED照明装置」を開発。小規模耕作放棄地を活用できるように栽培ライン短縮&建屋の小型化で初期投資を抑えたモデルを開発、小規模経営で雇用創出ができるよう効率的な手作業の方法及び季節や天候に左右されず、24時間一年中安定栽培可能な運営ノウハウの確立に努めた。また今事業を進めるにあたって、地域経済循環創造事業交付金を受給できるよう計画書を作成した。今事業はまず当組合単独でのレタス生産販売を行うため市内耕作放棄地を取得し、「養父モデル」を実現した2棟の屋内野菜生産工場「まんでんファーム」を建設、実証実験をスタート。

1棟につき260株/日生産、販

売価格は100円/株を実現できるよう、播種・発芽段階(4日・400株/日・歩留率100%)↓育苗段階↓(16日・360株/日・歩留率90%)↓生育段階(24日・288株/日・歩留率72%)↓出荷段階(260株/日・歩留率65%)44日かけて260株/日出荷する生産計画を目標に、生産の安定化と販路開拓を図りながら、収益事業としてのビジネスモデルの実証を行った。

成果とその要因

「養父モデル」は、組合員の知識とノウハウを活かした工夫で初期投資及び運用コストを削減した水耕栽培システムが完成した。また改善の余地があるが、養父市内においては農地の転用手続きをせずに建設が可能であり、耕作放棄地に「養父モデル」を導入する地主を増やしていくことで、地域経済の活性化や雇用機会の創出につながると期待できる。



水耕栽培システム栽培キット



養父市産スキと断熱材を使用した建屋

道の駅「まほろば」内の直売所



住環境システム協同組合

住所：〒667-0113
兵庫県養父市薮崎1050番地
設立：平成15年10月
出資金：5,050千円
URL：https://www.juukankyo.com
主な業種：建設業者、木材、住宅用備機器、生コンクリート、コンクリート二次製品および鋼材製品の取扱業者、農業を営む者
組合員：13人

組合Q&A

組合の政治的中立の解釈について

【Q】中協法第5条第3項において規定する「組合は、特定の政党のために利用してはならない」とは、政治活動を一切禁止しているものと解釈すべきか否か。

【A】中協法第5条は、中協法に基づいて設立される組合が備えていなければならぬ基準と運営上守るべき原則を規定したものであり、第1項で基準を、第2項及び第3項で原則を示している。

設問の中協法第5条第3項「組合は、特定の政党のために利用してはならない」の規定は、通称政治的中立の原則と称されるもので、中小企業者等が共同して事業を行う組織である組合は、経済団体という基本的性格を逸脱して政治団体化し、特定の政党の党利党略に利用されることは、組合の本来の目的からみて当然のこととして禁止している訳である。

しかし、本規定は、組合の外部勢力により、あるいは組合内部の少数者によって、組合が政治目的のために悪用されることを防止する趣旨であり、したがって、総会等で特定候補者の支持を議決し、その者への投票を組合員に強制すること等を禁止しているものと解されるので、組合の健全な発展を図るための例えば国会等への建議、陳情等までも禁止する意味をもつものではない。

票を組合員に強制すること等を禁止しているものと解されるので、組合の健全な発展を図るための例えば国会等への建議、陳情等までも禁止する意味をもつものではない。

事業計画書及び収支予算書について

【Q1】事業計画書の記載については、収支予算書に計上した事項は不要ですか？

【Q2】収支予算書には、収入から支出を引いた残りを予備費として計上していますが、これを剰余金としても良いでしょうか？

【A1】事業計画書と収支予算書とは、それぞれ別の目的をもって作成されるのであるから重複する部分があっても記載すべきです。

【A2】組合運営上「必要な利益」を設定設定することは可能ですが、組合会計は長年にわたり「収支の均衡」を目標にしてきた関係から支出されなかった残余としての剰余金という意味合いが強く、「剰余金」ということよりも収支を相償ううえで「予備費」としての表示が妥当であると思われまます。

なお、収支予算を総合予算としてうえで、見積損益計算書、見積貸借対照表、見積資金収支表を作成する

のであれば、剰余金として（計画利益額）計上する方が望ましいです。

◎組合質疑応答集より転載

組合士問題にチャレンジ

次に掲げた各文章について、運営上の判断として適切なものには○印を、適切でないものには×印を付けてください。

1. 組合員本人の総会への出席率を高めるため、組合員に対して書面又は代理人による議決権の行使を認めなかった。
2. 定款に書面による理事会のみなし決議の規定が置かれていたので、新型コロナウイルス感染症の感染を配慮し、書面で理事に対して理事会議案について賛否を確認したところ、理事全員ではなかったが、過半数の理事の同意が得られたので理事会の決定事項として処理した。
3. 組合員の持分を譲り受けて新たに加入を申し出た者については、加入金を徴収しなかった。
4. 共同事業の利用に応じて行った配当は、出資に応じた配当とは異なり共同事業を実施した際に徴収した手数料の割戻しであることから法人税の申告に際して損金に算入した。
5. 通常総会に提出し承認を受けた決

算関係書類を、通常総会終了の日から3週間後に認可行政庁へ提出した。

6. 脱退した組合員に対して、持分の払戻しを行おうとしたが、資金繰り面で困難を来すことから、組合員の了解を得て分割払いとし、金利相当額を支払った。
7. 小売業を組合員資格とするA組合に、小売業を主たる事業とし、資本金6,000万円、従業員数が100人である株式会社Aが加入してきたが、組合の地区内の支店の従業員数が40人であったことから、A組合は公正取引委員会への届け出を行わなかった。
8. 決算の結果、協同組合に対する出資に対して2割の配当を行った。
9. 組合員の業種を取り巻く規制緩和を促進するための政策の実施を求めて政府に対して陳情活動を展開した。
10. 当期利益剰余金が生じたが繰越損失があったことから、繰越損失をてん補したうえで法定準備金の積立て、法定繰越金の繰越し金額を算定し処分案を作成した。

解答：1. ×、2. ×、3. ○
4. ○、5. ×、6. ○、7. ×、
8. ×、9. ○、10. ○

◎令和3年度中小企業組合検定試験（組合運営）第3問より転載

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

令和5年1月期

情報連絡員50名 回答数50名

全体概要
【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。
 (「好転(上昇、増加)」、「不変」、「減少(悪化、低下)」の3択回答のうち、「不変」を除く「好転」又は「減少」の回答数)

前月比

- ▶製造業では、売上高において「増加した」業種は4から2に減少。「減少した」業種は6から8に増加。
- ▶非製造業では、売上高において「増加した」業種は14から5に減少。「減少した」業種は8から18に増加。
- ▶業界の景況では、「好転した」業種は5から1に減少。「悪化した」業種は10から8に減少。

前年同月比

- ▶製造業では、売上高において「増加した」業種は6のまま変化なし。「減少した」業種は7から6に減少。
- ▶非製造業では、売上高において「増加した」業種は12から14に増加。「減少した」業種は10から8に減少。
- ▶業界の景況では、「好転した」業種は8から5に減少。「悪化した」業種は11から13に増加。

製造業

■**しょう油・食用アミノ酸製造**【県内全域】

価格転嫁競争下で新たに賃上げという大きな問題が4月に控えている。主要な原材料仕入価格交渉は先方の提示価格でやむなく合意。

■**パン・菓子製造**【県内全域】

電気、ガスなどの燃料光熱費の高騰により収益が悪化している。

■**酒類製造**【県内全域】

前月比54%増加するものの、12月は季節的要因での増加。前年比では△1.8%。(12月分)

4月22日(土)、3年ぶりに一都三県(東京都、神奈川県、山梨県、千葉県)の蔵元との交流会を開催予定。

■**牛乳小売**【県内全域】

物価の上昇に小売店の値上げが追いついていない。昨年末の値上げで、全体として、値上げに動いた様子だが、まだまだ追いついていない。

原料乳価の値上げが決まり、各メーカーは春に向けて対応を準備している。11月の値上げに続いて、4月の値上げとなり、困惑している。

■**繊維工業**【県内全域】

1月は休日が多いため、稼働日は少ない。毎年この時期は仕事が

減少する。

■**木材・木製品製造**【県内全域】

令和5年に入り、出材が少ない割に引き合いが悪かった。

■**製材**【木更津】

米材、カナダ材の入港は無し。在庫は減少。

■**印刷**【県内全域】

今年に入り、コロナも少なくなっていない。ロシアによるウクライナ侵攻の影響を受け、材料費や電気代が大幅に値上げをした。また、印刷に使用する紙、インキ、PS版(親水性層をもたせたアルミニウム板に感光液をあらかじめ塗布してある版材。)などの値上げがあり、悪い材料だけである。

■**電気めっき**【県内全域】

前月同様、全体的に頭打ちも、個別事情に応じ活況な製品見通しもある。また、前月同様、電力費用上昇の問題が継続懸念。顧客への単価値上げ依頼準備開始。

■**鉄工**【千葉】

受注・引合いは良好な状況が継続しているが、部材や光熱費の価格上昇により収益が悪化している組合員企業が多い。

■**機械部品製造**【野田】

売上げは対前月比ほぼ横ばいだ

が、稼働日数が少ない分マイナス。景況感は余り変わらず。

【機械部品製造】

電気料金の値上がりの速度が速すぎるため、価格に反映させて交渉することが難しい。

【機械部品製造】

材料の高騰、エネルギー価格の上昇等、コストアップ材料が多く、中小の利益を引続き圧迫している。半導体を中心とする他の得意先も受注減。自動車関連が引続き回帰し、部品を含め受注拡大。

【金属製品製造】

急な退職者による人手不足や物資の調達に支障が生じたことなどにより減速している。

【土砂採取】

コスト高により十分な上げ幅を獲得できないと生産も輸送もどうすることが出来ない状況にあり、ユーザーにいかにして骨材の値上げを認めてもらうか正念場を迎えている。延命してきたプラント設備の損傷が増えて生産現場は追い詰められてきているところがある。

【非製造業】

【総合卸】

【千葉県、東京都】
新型コロナ影響が落ち着いてきた中で、ロシアによるウクライナ

侵攻問題が長期化した影響で、仕

入価格や、物流費が高止まりして

おり景況感が悪化している。原材

料費、物流費上昇による仕入価格

の上昇を販売価格に完全に転嫁で

きない状況が継続し、取引条件が

合わない取引先とは取引解消して

いることから、昨年対比で減収と

なっている。併せて、コロナ融資

の返済を開始しており、資金繰り

が厳しくなってきている。

【医薬品卸】

【県内全域】
実働日数は前年と同じ20日の中

で売上は増加した。主な要因とし

て、受診患者数増加の中で新型コロナ

ロナウイルス感染症治療薬、関連

検査キットや昨年一昨年は全国的

に流行していなかった季節性イン

フルエンザも今年は各地で流行し

ており、検査キットや治療薬の動

きが活発となつてきている。

【食肉卸売】

【成田市他】
電気料は高止まり。使用量こそ

減少しているものの料金は真夏の

8月と同等。令和5年6月からさ

らに3割程度上昇する見込みであ

り、商品への価格転嫁は進んでい

ない。

【青果小売】

【千葉市】
新年会などのイベントも増えて

きたため、飲食店への販売は増え

てきたが、エネルギー価格の上昇

により、一般向けの販売は伸び悩

んでいる。

【中古車販売・仕入】

【県内全域】
新年1月13日の初荷オークシヨ

ンでは、過去の初荷オークシヨ

の新記録となる1,903台の出

品があつたが、2週目以降は対前

より少し良い状況にとどまった。

近隣の会場の新年初荷（初回オー

クシヨ）が盛況な出足となつて

いる。各ディーラーいずれも新車

が納まり始めているとの報告をも

らつている。新車の供給が回復に

向かい、市場が動き出した感があ

る。

【小売】

【東金】
コロナの影響は、まだまだ続い

ている。飲食は少しずつ動き始め

た。旅行、衣料はまだまだの状態。

昨対では、若干上昇傾向にある。

資金繰りは苦慮している組合員多

い。

【商店街】

【千葉市】
3月にバスステイフェアの開催

を予定しているが、60周年を迎え

るため、冠を付けるほか、同様に

60周年を迎える他の施設とコラボ

【自動車一般整備】

【県内全域】
新車の販売市場は昨年後半から

新車供給の回復や納期の一部短縮

化傾向が見られる。

【小売・サービス】

【野田市】
全体的に売上も伸び悩み。加盟

飲食店の売上は年末年始もコロナ

前に戻らず。

【ソフトウエア】

【県内全域】
光熱費の高騰や物価高は従業員

の生活を圧迫。賃金を引上げたい

ところであるが、売上向上の材料

が乏しく、経営的に苦しんでいる。

【建設】

【県内全域】
組合員による1月中の県内建設

関連の公共工事の落札結果は、

127件、5,068百万円とな

り、前年同月比では△2,427

百万円の減少となった。

【輸出入】

【県内全域】
年が変わり、年始から休業だつ

た店舗も開店し始め、組合運営両

店舗のまわりも賑わいが顕著に

なつてきた。外国人客も当然のよ

うに増え、特にアジア系利用客の

売上の伸びが大きい。食品一般お

よび民芸品まで日本のお土産

として購入されているようだ。

令和5年 中小企業団体千葉県新春交流会 開催

本会は1月27日、市内のホテルニューオータニ幕張において、「令和5年 中小企業団体千葉県新春交流会」を開催した。

同交流会は、組合等の発展に尽力された方々を称える「表彰式」と「賀詞交歓会」から成り、当日は、熊谷千葉県知事をはじめとする多くの来賓にご臨席いただく中、本会会員など約一五〇名が参加した。



令和5年 中小企業団体千葉県新春交流会
あいさつをする平会長

今回は、約3年ぶりに開催され、ポストコロナを睨みながらも感染対策に万全を期す必要があるため、被表彰者並びに当会役員選出組合に参加者同士の交流が行われ、それぞれの組合及び組合間でのさらなる連携強化、活力ある発展に向けた機運が高まるとともに、「中小企業組合運動」における一体感が醸成された。

表彰式（受賞者）

本年は優良組合（4組合）、組合功労者（15名）、組合事務局優良専従役員（5名）、中央会感謝状（1名）が表彰された。

受賞者は次の通り（敬称略。括弧内は代表者、団体名など）。

中央会会長表彰

【優良組合】（4組合）▽八千代清掃事業協（土屋信之）▽千葉総合ビルメンテナンス協（武田勲）

▽企ワーカーズ・コレクティブ樹（野上美佳）▽木更津造園建設業協（山田孝雄）

【組合功労者】（15名）▽上村祐一郎（京葉介護事業協）▽平野大志

（かずさりサイクル協）▽斎藤昇（富津市環境清掃協）▽日暮久裕（柏市管工事協）▽金子道大（千葉県保険流通協）▽小寺眞澄（千葉県消防設備協）▽中村仁一（船橋機械金属工業協）▽土子恵一（千葉県農業機械商業協）▽向後金治（丸八出荷事業協）▽小西弘晃（市原市医薬品小売協）▽湯浅健司（松戸建設業協）▽高木勝央（袖ヶ浦造園協）▽井出康浩（企はらから）

▽坂本康弘（浦安市緑化事業協）▽皆川康一（船橋青果卸売協）

【組合事務局優良専従役員】（5名）

▽大久保友美（船橋市有価物回収協）▽小林正和（協千葉県鐵骨工業会）▽篠塚かつ江（香取建設業協）▽吉原淳子（千葉県塗装工業協）▽岩崎照明（船橋青果卸売協）

【中央会感謝状】（1名）

▽今井和夫（中小企業診断士）

このほか、「令和4年文化の日千葉県功労者表彰」、令和4年度「千葉のちから中小企業表彰」、「第74回中小企業団体全国大会表彰」で表彰された方々をご披露した。

▽今井和夫（中小企業診断士）

このほか、「令和4年文化の日千葉県功労者表彰」、令和4年度「千葉のちから中小企業表彰」、「第74回中小企業団体全国大会表彰」で表彰された方々をご披露した。

▽今井和夫（中小企業診断士）



令和5年 中小企業団体千葉県新春交流会 受賞者の皆様（右から優良組合、組合功労者、組合事務局優良専従役員）



令和5年 中小企業団体千葉県新春交流会
あいさつをする 熊谷千葉県知事

賀詞交歓会



「表彰式」受賞者を代表し謝辞を述べる
土子恵一千葉県農業機械商業協同組合理事長



令和5年 中小企業団体千葉県新春交流会
寺西商工中金千葉支店長による乾杯のご発声



令和5年 中小企業団体千葉県新春交流会
あいさつをする河上自由民主党千葉県支部連合会幹事長



「賀詞交歓会」ご歓談及び会場風景



中村副会長による閉会のあいさつ

☆地域経済の活性化や地域社会の発展に貢献☆
令和4年度 千葉のちから「中小企業・小規模企業表彰」

～ 受賞おめでとうございます！～



去る1月26日、千葉県庁（本庁舎5階大会議室）において、長年にわたり地域経済の発展に貢献した企業などをたたえる“千葉のちから「中小企業・小規模企業表彰」”の令和4年度の表彰式が行われました。
 この“千葉のちから「中小企業表彰・小規模企業表彰」”は、地域に貢献する中小企業や商店街、さらに中小企業にあって長年にわたり努力を続けてこられた従業員の方々を表彰するもので、本会では次の方々を推薦し、熊谷俊人千葉県知事から表彰状が授与されました

1) 中小企業・小規模企業表彰 3社

	名称等	表彰の理由（概要）
1	株式会社土屋呉服店 (大原中央商店街協)	○寝具や枕による睡眠の悩みを解決するため「スリープケアカウンセラー」などの資格を利用した悩み相談サービスを提供し、継続した顧客の獲得につなげている。 ○「大原あおぞら市」の立ち上げにあたって、周辺店舗への参加依頼等精力的な活動を行い、47店舗もの参加店を呼び込むなど、地域活性化に貢献した。
2	栗原建工株式会社 (協)千葉県鉄骨工業会)	○国土交通大臣が認定する鉄骨製作工場認定制度においてMグレードの認定を受けたことにより、幅広い種類の工事を受注している。また、認定により顧客からの技術的な信頼が増し、多くの新規受注の獲得につながっている。 ○業界団体の講習会への参加費用の負担や各種資格取得者への助成など、従業員の技術力向上に注力している。
3	三洋コンクリート工業株式会社 (千葉県コンクリート製品協)	○積極的なコンクリート新製品の開発・製造や、取引の関東全域への拡大など、販路拡張に努めている。 ○被災の経験を活かし、様々な自然災害を想定した事業継続力強化計画を策定しており、取引先に対する信用力が向上している。

(2) 従業員表彰 2名

	氏名（敬称略）	勤務企業等	業種	所属組合
1	前田 賢吾	株式会社藤井製作所	金属加工業	柏市工業団地(協)
2	鳥羽 公彦	株式会社(株)鳥羽ミート	食肉製品製造販売業	白井ショッピングセンター(協)

◎詳しくは千葉県 HP（ホーム＞しごと・産業・観光＞商工業＞中小企業・産業振興政策＞中小企業に対する支援策＞千葉のちから「中小企業・小規模企業表彰」）をご覧ください。

令和4年度関東甲信越静ブロック
中央会常勤役員会議開催

本会は2月2日、成田市市内において、令和4年度関東甲信越静ブロック中央会常勤役員会議を開催した。

本会今関専務理事より、挨拶を行った後、研究討議・情報交換第一歩は、「人材の確保・定着・育成方法について」をテーマに意見交換が行われた。第二部は、「ブロック中央会に関する情報連絡について」東京都中小企業団体中央会 専務理事 小林仁志氏より説明があった。次に、全国中小企業団体中央会 専務理事 佐藤哲哉氏、常務理事 及川 勝氏より情勢報告等が行われた。



会議終了後に懇親会が行われ、本会平会長が懇親会より、参加し盛会裏に終了した。



平会長のあいさつ

令和4年度 第2回中小企業
組合士交流会の開催

本会は、2月17日（金）に千葉市内において、千葉県中小企業組合士会（石川雅浩会長）を対象に令和4年度 第2回中小企業組合士交流会開催した。

当日は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、受講定員を会場収容人数の半分以下に設定して行われ、開会挨拶の後、「理不尽なクレームへの対応方法」法律を踏まえたクレーマーへの対処法」と題し、弁護士法人リーガルプラス成田法律事務所 弁護士 宮崎 寛之氏より講演が行われた。

あなたとあしたへつづく、健康を。
けんぽのいっぽ!

千葉支部の健康保険料率は
引き上げとなります

令和5年2月分
(3月納付分)まで
給与・賞与の **9.76%**

令和5年3月分
(4月納付分)から
給与・賞与の **9.87%**

介護保険料率も**変更**となります

令和5年2月分(3月納付分)まで
給与・賞与の **1.64%**

令和5年3月分(4月納付分)から
給与・賞与の **1.82%**

令和5年3月分
(4月納付分)からの
保険料率の
お知らせです



※健康保険料と介護保険料は労使折半となります。※40～64歳の方（介護保険第2号被保険者）には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。※任意継続被保険者の方は、令和5年4月分の保険料率から変更となります。

全国健康保険協会 千葉支部
協会けんぽ
TEL.043-382-8311(代表) 〒260-8645 千葉市中央区新町3-13



東葛地域組合懇談会の開催

本会は、2月21日（火）、柏市内において、東葛地区地域組合懇談会を開催した。

開会挨拶の後、「組合、組合員の事業計画作成等における外部専門家の活用」千葉県中小企業診断士協会の紹介」と題し、千葉県中小企業診断士協会会長 石井 孝昌氏より講演が行われた。講演終了後、「組合運営の現状と課題」について、意見・情報交換が行われた。

感染症・物価高等対応伴走支援資金の開始について

国の経済対策を踏まえ、感染症や物価高等の影響で債務が増大している中小企業者の収益力改善や事業再構築等を支援すべく、「新型コロナウイルス感染症対応伴走支援資金」の見直しを行い、「感染症・物価高等対応伴走支援資金」として新たに開始します。

1 主な見直し

- (1) 新型コロナウイルス感染症対応特別資金など、既往借入金（県制度融資に限る）の範囲内で借換が可能。また、事業再構築など、積極的な取組みによって生じる新たな資金需要に対応する借入も可能。
- (2) 融資対象となる減少案件は、感染症・物価高などの影響による売上減少5%以上
【見直し前：売上減少15%以上】
- (3) 融資限度額は、1億円以内。【見直し前：8千万円以内】

2 感染症・物価高等対応伴走支援資金の概要

融資条件	セーフティネット保証4号・5号、普通保証のいずれかを利用する中小企業者
必要書類	金融機関による伴走支援を受けて作成する経営行動計画書など
資金使途	運転資金、設備資金（借換資金含む）
借換範囲	借換元となる既往借入金は県制度融資の資金に限る
融資限度額	1億円以内（1月27日申込みから）
融資期間	10年以内（措置期間は5年以内）
融資利率	1.0%～1.7%（利用する保証や融資期間により異なる）
保証料率	(1) セーフティネット保証を利用する場合 0.2%（国の補助後の料率） (2) 普通保証を利用する場合 0.2%～1.15%（国の補助後の料率）
取扱期間	令和6年3月31日保証協会受付分まで

3 取扱金融機関

- ・（地方銀行）千葉・千葉興業・京葉・群馬・常陽・筑波・きらぼし・阿波・東日本・東京スター・徳島大正
- ・（信用金庫）千葉・銚子・東京ベイ・館山・佐原・水戸・朝日・東京シティ・東京東・東栄・亀有・小松川・城北・埼玉縣
- ・（信用組合）房総・銚子商工・君津・第一勧業・ハナ・横浜幸銀
- ・（都市銀行）みずほ・三菱UFJ・三井住友・りそな・埼玉りそな
- ・（信託銀行）三井住友
- ・（中小企業専門金融機関）商工組合中央金庫
- ・（協同組合連合会）東日本信用漁業

4 県の融資・経営相談窓口

- (1) 融資相談 千葉県商工労働部経営支援課 金融支援室
【電話】043-223-2707
【開設時間】平日 午前9時から午後5時まで
- (2) 経営相談 千葉県産業振興センター「チャレンジ企業支援センター」
【電話】043-299-2907
【開設時間】平日 午前9時から午後5時まで

千運輸第861号
令和5年1月16日

千葉県中小企業団体中央会
会長 平 栄三 殿

千葉運輸支局長
小松 和則



トラック事業の取引環境適正化に向けた取組みの
ご理解・ご協力のお願について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トラック事業は、国民の暮らしと経済活動を支えるために欠かすことのできない重要な役割を担っておりますが、昨今の燃料価格の上昇や新型コロナウイルス感染症の流行等により、経営状況に与える影響が長期化しているなか、持続可能な物流の実現のためには、ドライバー不足や賃金・労働時間、荷主企業（運送委託者）との取引環境など様々な課題の解決に向けた取組みを行うことが重要であると考えております。

特に、取引環境の適正化のためには、荷主企業とトラック事業者が協議の上、必要なコストに見合った適正な運賃による運送契約の締結を行うことが不可欠であることから、国土交通大臣が令和2年4月に、トラック事業者が法令を遵守して持続的に事業を行う際の参考となる運賃として、「標準的な運賃」を告示いたしました。

最近の動きとしまして、関東運輸局では、令和4年12月9日付けで、関東トラック協会に対し、物流業界が直面している諸課題の解決に向けた取組みを進めることが不可欠であるとの考えに立つとともに、各トラック事業者が自己の経営状況を踏まえて運賃を分析したうえで、荷主との運賃交渉に臨むよう改めて要請したところです。

引き続き、当支局としましても、トラック事業者に対しての働きかけを積極的に行っていく所存でございますので、貴会におきましては、トラック事業の取引環境適正化に向けた取組みについて、ご理解を深めていただくとともに、下記事項について、傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

トラック事業者から運賃交渉の申出があった場合には積極的に応じ、燃料費の上昇分も考慮しつつ、十分に協議を行っていただくこと。

(参考)

※ 関東運輸局HP トラック輸送の取引環境改善に向けた取組み

※ リーフレット トラック輸送の「標準的な運賃」



災害発生時の心得

～むやみに移動を開始せず、落ち着いた行動を～

大規模な地震等による災害が発生すると、公共交通機関が運行を停止し、自宅へ帰ることが困難になることが予想されます。

しかし、災害発生時に多くの人が一斉に徒歩で帰宅を始めると、火災や沿道の建物からの落下物などにより負傷する危険があるばかりでなく、災害時に優先されるべき救助・救急活動の妨げとなります。

【災害発生時には「むやみに移動を開始しない」】

- まず自分の身の安全を確保しましょう。
- 職場や集客施設等の安全な場所にとどまりましょう。
- 災害用伝言サービス*により家族の安否や自宅の無事を確かめましょう。
- 交通情報や被害情報などを入手しましょう。

* 発災直後の安否確認の手段として、災害用伝言サービスが活用できます。

災害用伝言サービスは、毎月1日や15日などが体験日となっていますので、あらかじめ使用方法を体験しておきましょう。

- 災害用伝言ダイヤル（171）

固定電話の番号あてに音声による安否情報を録音・確認できます。171をダイヤルし、ガイダンスに従ってメッセージの登録・確認をしてください。

一般電話、公衆電話、携帯電話、PHS、スマートフォンから利用ができます。

- 災害用伝言板は、文字情報による伝言の登録と確認ができます。各携帯会社のトップページから「災害用伝言版」を選択してメッセージを登録・確認してください。

インターネットに接続できる携帯電話、PHS、スマートフォンから利用できます。

【日ごろから準備しておきたいこと】

- 携帯ラジオや地図を持ち歩きましょう。
- 職場などにスニーカーや懐中電灯、手袋、飲料水や食料などを用意しておきましょう。
- 事前に家族などと発災時の安否確認の方法や集合場所を話し合っておきましょう。
- 徒歩やバスにより帰宅経路の状況を確認しておきましょう。

【徒歩帰宅者支援の取り組み】

千葉県を含む九都県市では、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等と徒歩帰宅支援に関する協定を締結しています。

これらの店舗では、災害発生時に水道水やトイレの提供のほか、道路交通情報などを可能な範囲で提供して頂けます。

こうした店舗には、「災害時帰宅支援ステーションステッカー」が掲示されていますので、日頃から帰宅経路の店舗の場所を確認しておくことで安心です。

* 九都県市：千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、千葉市、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市